事 実

上口

報

紀 総 合 東京都千代田区九段南四-七-二二-三〇四

新

世

電話

法 律 事

務

〇三-三二六四-三二七一(代) 所

〇三-三二六四-三二七二

F A X

弁護士

東京弁護士会所属

報

告

者

西

田

研

志

公

Œ

取

引

委

員

会

御

中

年 九月

平

成一一

H

左記 の 4 一体に、 独占禁 止 法 第八条一項一 号に 違 反すると思料する行為があ りま

す

ので、 独占 禁止法第 四 五 条第一 項にもとづきご報告致します。

記

<del>-</del> - 0 0 1 <del>-</del> - 0 0 1 00 - = 東 日 東 京 京 本 都 都 干 千代田区霞ケ関一ーーニ 弁 代 護 田 区 F A X 電 士 会 霞 話 ケ関ーーーー三 連 〇三-三五八〇-二八六六 〇三-三五八〇 台 長 会 小 一九八四一 (代) 堀 樹

東

0 -=

京

弁

護

会

F

A X

〇三-三五八一-〇八六五

電

話

〇三-三五八一-二二〇一(代)

슾

士

長

宮

忠

違

反

事

実

報 告 者 と違 反 行 為 者 に つ 14 て

第

 $\equiv$ 者 の 法 的 地 位 と 相 互 0 関 係

報 告 者 は 日 本 弁 護 土 連 合 会 の 会 員 で あ り、 東 京 弁 護 士 会 0 会

員

で

あ

る。

立 日 さ 本 n 弁 た 護 士 法 人 連 合 で あ 会 る。 は 平 弁 護 成 法 \_\_\_ 第 四 年 五 七 条 月 \_\_ 同 日 九 現在 0 条 時 に 点の登録会員 も とづ き 昭 和二四 数 は \_\_\_ 年 万六 九 月 九 \_\_ 六 日 \_\_ に 名 設

特 別 会 員 を 除 < あ る

ま

た、

東

京

弁

護

士

会

は

同

**様**、

弁護

士

法第三二

条にもとづ

<

法

人で

あ

る。

同

時

点

で

0)

が

義

登 録 会 員 数 は 三八三九 名 (右 同 で あ る。

務 づ ち け な 5 み に n 7 弁 お 護 り、 土 会 は、 当 然 に 同 日 法 本 に 弁 ょ 護 ŋ 土 地 連 方 合 裁 会 判 0) 所 会 0) 員 管 と 轄 な 区 る 域ごとに 司 法 設 第 四 立 七 さ 条 n ること

名 簿 弁護 に 士 登 録 に な し る な に け n は ば な 日 5 本 ず 弁 護 強 士 制 連 合 加 会 入 1 0) 同 会 員 法 第 と 四七 して、そこに 条、 同法 第 備 八 え 条)、 つ け 5 n ま た た 弁 護 弁 護 土

 $\equiv$ 

活 動 を 行 な う に は 当 然 に 11 ず n か つ 0 弁 護 士 会 の 会 員 K な 5 な け n ば な 5 な 11 同

法 第 六 条)

年 に 報 東 告 京 者 は、 弁 護 士 昭 会 和 六二 ^ 登 年 録 に 換 弁 え を 護 士 行 登 な 録 つ て を な 現 し、 在 K 同 至 つ 年、 て 埼 11 る。 玉 弁 護 士 会 に 登 録 し、 平 成 元

1 日 本 弁 護 士 連 合 会 0) 事 務

日

本

弁

護

士

連

合

会

0

事

務

と

機

構

及

び

会

則

下 0

弁 護 士 法 上  $\mathbb{H}$ 本 弁 護 士 連 合 会 に は 以

事

務

が

認

80

5

n

て

11

る

条

項

2 1 弁 弁 護 護 士 士 に 名 対 簿 す に る 関 指 す 導 る • 事 連 務 絡 同 • 監 法 督 第 八 同 条 法 乃 第二 至 同 四 \_\_\_ 条 九 条 同 第 四 五

3 弁 護 士 会 に 対 す る 指 導 • 連 絡 • 監 督 同 法三三 条 項 同  $\equiv$ 項、 第三八 同 第

四 0 条、 同 第 四 条 項 同 第 四 匹 条 同 第 四 五 条二 項

(5) そ 0 他 司 法 修 習 生 等 K 関 す る 事 項 が あ る

4

弁

護

士

の

懲

戒

に

関

す

る

事

項

 $\overline{\phantom{a}}$ 

同

法

第

五

九

条

乃

至

同

六二条)

2 日 本 弁 護 士 連 合 会 の 機 構

て 日 会 本 長 弁 護 副 士 会 連 長 合 会 理 0 事 機 に 構 ょ と つ し て て 構 は 成 さ 総 会 2 る を 理 最 事 高 会 0 が 意 あ 思 る 決 が 定 機 別 関 K と 常 務 理 執 事 行 会 機 へ 会 関 と

四

長 副 会 長 ` 常 務 理 事 に ょ つ て 構 成 さ n る で 執 行 に 関 す る 常 務 を 行 な う。

会 長 は 日 本 弁 護 士 連 合 会 を 代 表 し 会 務 を 統 理 す る 同 法 第 五 七 条 会 長 を 補

佐

る 事 者 務 بح 総 長 し は て 会 事 長 務 0 総 旨 長 を 受 事 け 務 て 次 日 長 本 弁 事 護 務 士 局 連 が 合 置 会 か 0 n 事 る 務 を 日 掌 本 理 弁 し 護 士 事 連 務 合 次 会 長 会 以 則 下 0

す

事 務 局 0 職 員 を 指 揮 監 督 す る

日 本 弁 護 士 連 合 会 0) 会 順

3

弁 護  $\pm$ 法 第 四 六 条 は 日 本 弁 護 士 連 合 会 が そ の 目 的 に 従 つ て 右 に 述 ベ た ょ う な

活

動 を す る た 80 に 必 要 な 組 織 や 運 営 に 関 す る 基 本 的 規 則 会 則 を 定 80 ることを 義 務

づ け て 11 る

制

定

事

項

は

下

0)

ح

お

ŋ

で

あ

る

以

1 名 称、 事 務 所 0 所 在

2

機

関

ع

選

任

職

務

権

限

会

議

に

関

す

る

事

項

3 退 会 資 格 審 査 に す る 事 項

入 関

4 会 員 0 綱 紀 に 関 す る 事 項

(5) 弁 護 士 0 報 酬 に 関 す る 標 準 を 示 す 規 定

6 法 律 扶 助 に 関 す る 事 項

7 百 法 修 習 生 に 関 す る 事 項

8 官 公 署 に 対 す る 弁 護 士 0 推 薦 に 関 す る 事

項

9 会 員 0 懲 戒 に 関 す る 事 項

1 建 議 . 答 申 K 関 す る 事 項

1 会 費 会 計 及 び 資 産 に 関 す る 事 項

東 京 弁 護 士 会 0 事 務 と 機 構 及 び 슸 則

 $\equiv$ 

弁 護 士 会 0 事 務

1

弁 護 士 法 に ょ り、 弁 護  $\pm$ 슰 に 以 下 0 事 務 が 認 め 5

n

て

11

る。

1 弁 護 **±** 0 指 導 連 絡 及 び 監 督  $\overline{\phantom{a}}$ 法 第  $\equiv$ \_\_\_ 条 項

弁 護 士 0) 資 格 審 査 登 録 に 関 す る 事 項 同 法 第 九

条

条

2

3 懲 戒 に 関 す る 事 項 同 法 第 五 六 条二 項

4 弁 護 士 0) 職 務 に 関 す る 紛 議 調 停  $\overline{\phantom{a}}$ 同 法 第 四 条

(5) 官 め る 公 署 ベ き に 事 対 項 す る と し 建 て 議 規 定 答 さ 申 n て 同 法 W る 第 こと 四 か 条 5 二項 右 日 が 定 本 弁 80 護 5 士 n 連 て 合 11 会 る 他 0 会 則 会 事 則 項 で に

定

定 80 5 n て 0 بح 同 樣 0 事 務 も 行 な う  $\overline{\phantom{a}}$ 同 法 第三三 条二 項

弁 護 士 会 0 機 構

2

六

弁 護 士 会 0 機 構 と し て は 事 務 総 長 と 同 次 長 0 点 を 除 11 て H 本 弁 護 士 連 合 会 0 そ

れとおおむね同様である。

3 弁護士会の会則

で 規 弁 定 護 す 士 る 法 左 第 記 0) 条 事 項 \_\_\_ に 項 は つ 11 て  $\neg$ 0 弁 会 護 則 士 を 会 定 は め H な け 本 n 弁 ば 護 な 士 5 連 な 合 슰 11 0 0 ....ا 承 と 諾 す を る。 得 て、 会 同 則 事 法

項 同 法 第 項 K 定 80 る は 次 0 通 ŋ で あ る

①名称、事務所の所在

2 機 関 と 選 任 職 務 権 限 会 議 に 関 す る 事

項

入退会、資格審査に関する事項

弁護士名簿の登録に関する事項

4

3

会員の綱紀に関する事項

(5)

6

弁 護 士 0 報 酬 に 関 す る 標 準 を 示 す 規 定

⑦法律扶助に関する事項

⑧司法修習生に関する事項

9 官 公 署 に 対 す る 弁 護 士 0 推 薦 に 関 す る 事 項

1 슾 員 0 職 務 に 関 す る 紛 議 0) 調 停 K 関 す る 事 項

◎会員の懲戒に関する事項

- ⑫建議・答申に関する事項
- ⑩会費、会計及び資産に関する事項

て 禁 業 止 弁 ع 護 弁 法 し 士 護 0 土 事 て は 医 業 0 経 者 師 事 済 や 業 的 第二 者 公 利 認 性 益 条 会 と に 計 日 つ 項  $\pm$ 本 11 と 弁 て な に 護 取 該 5 1 引 た ん 連 を で 合 る 行 か 典 会 な 型 間 VI 東 題 的 と な 京 相 尃 な 弁 互 護 門 る に 士 が 職 竸 슸 業 争 従 弁 0 が 護 事 事 行  $\pm$ 者 業 な 者 が で わ 法 あ 寸 n 役 体 る る 務 性 が も 0 に の 2 提 0 で 供 n 11 あ 者 が て る と 独 以 占 L

上

事

業

者

に

該

た

る

と

考

え

5

n

る

己 化 限 る か 11 さ 等 0 つ、 昨 特 ま そ た に 利 0 今 n うで 益 質 に る 活 を 傾 の 法 お 経 動 あ 規 守 高 役 向 済 11 る に て る 11 務 社 制 以 会 た 廉 あ を 0 上 利 す め 価 弁 ŋ 0 ` 護 現 に な 用 る 弁 弁 法 者 士 従 代 こ 護 務 を 化 護 つ と  $\overline{\phantom{a}}$ ± **±** サ 消 て に \_\_\_ は を 1 費 般 伴 報 本 ビ 業 者 酬 0 11 بح ` 法 ス 務 0) 事 ŋ 0 低 を 業 活 弁 と も 事 求 下 し 者 動 護 な め 業 を て と が 士 お 者 防 る ŧ, 異 反 0 さ か ŧ な 数 止 復 ず 5 す 多 も の る 継 排 る で < 取 続 増 竸 除 た あ さ 大 0 扱 争 め る。 す 弁 を n し 市 る 護 す に て 場 報 そ 事 理 士 る が し 理 由 酬 0 ま 件 存 は て 中 す 基 由 ŧ 在 全 進 か は ま 大 す < 弁 ら、 全 量 を す るこ な 設 護 < 商 化 1 業 13 け ょ 見 と 化 た の 亚 り 11 の 側 準 ŋ 尃 だ 傾 証 で 門 せ 向 化、 広 ŧ, し が 的 な で 告 で 蓍 定 15 自 あ 型 制 L

Ī

ŧ る が が 求 者 K 高 0 ع ころ で 時 事 と 11 業 ت は あ 代 で、 ع 者 錯 異 ŋ بح 誤 性 な を る 弁 お 的 営 否 護 ょ な と ギ 定 士 そ 利 か 法 性 す は ル る 公 ド 律 髙 Z 共 家 社 競 度 ع 争 的 0 会 0 理 性 に 奉 0 教 仕 由 既 と な 養 者 得 る を づ は で け 権 相 か 要 に を す あ 41 0 守 n る つ は ょ て な る な う 知 職 た な 的 つ 11 て め 見 務 ŧ な に、 11 0 解 職 が 業 栄 な で が 誉 筋 で 11 は あ あ 違 な る あ る 11 11 が る 0 ح ŧ 0 と 業 0) 公 ご で が 共 0 務 性 ょ 0 強 あ B う 公 調 ŋ な 共 さ 倫 見 理 性 個 n 人 を 解 B 持 的 は 知 そ 5 的 利 0) Z 出 要 水 益 進 す す ع 追

次 に 日 本 弁 護 士 連 合 会 بح 東 京 弁 護 士 会 が 同 法 0) -事 業 者 団 体 ـــا に 該 当 す る か تع う か

間

題

بح

な

る

う 認 加 性 め 入 種 両 格 た 0 を 寸 義 を 結 体 自 失 と 果 務 治 ŧ わ K 寸 づ せ 過 体 け る ぎ 0 5 強 ず 制 も あ n る て 0 団 で そ に 体 11 で は 0 ŧ る ح 0 あ な か بح 11 ŋ し か が か わ 弁 5 し 護 ず 事 業 そ 士 者 法 法 n と に 治 は 基 し 主 て づ 義 ŧ < 0) に と 共 取 法 ŧ と、 通 人 つ 利 で て あ 益 重 弁 護 る。 を 要 增 な 士 そ 進 が 存 す 在 代 し て る で 言 寸 あ 人 弁 か 体 る で 護 5 あ بح 発 士 る を 展 は بح 法 し 強 が た 制

る 歩 0 を 弁 义 護 بح 士 る 規 法 た 定 め 第 三 L て 条 弁 に 11 藩 る あ + ご る 会 بح 通 0 り、 か 指 5 導 ŧ 日 明 本 連 5 弁 絡 護 か 及 な 士 び ょ 連 監 う 合 督 に 会 に 0 関 弁 設 す 護 立 る 士 目 事 会 的 務 が が を 事 行 業 な 者 弁 う 護 た ح る 士 と 弁 事 を 護 務 目 士 0 的 の 改 بح 共 善 通 す 進

0 利 益 を 增 進 す る Z ع を 目 的 ع す る こと は 明 5 か で あ る か 5 事 業 者 寸 体 に 該 た る ع

考えられる。

益 ŧ そ 占 る 者 n 員 を 0 禁 5 会 0 یے 以 不 事 上 بح ŧ 止 0 当 法 ح て 考 者 務 0) 0) <u>\_\_\_</u> し に え 共 は が 局 点 害 業 5 通 に す 車 平 n さ بح に 0 0 5 ょ る る 門 成 利 L き て 危 が 職  $\overline{H}$ に 益 n 年 ば 険 業 を 経 公 性 自 に 七 公 増 済 正 課 主 月 正 活 取 は 進 引 通 規 せ 取 す 動 常 委 制 日 引 を 5 る 定 に 発 委 ح 貝 0 れ 行 0 員 بح 会 ょ た 行 な 資 寸 を 体 ŋ 社 九 会 う 格 0) 事 会 四 場 事 یے 主 を 何 業 的 頁 有 業 務 た 合 界 す 者 5 使 以 局 る に 異 下 経 る ガ 0 命 目 は 共 者 な 0 済 的 1 \_ 5 通 達 に 部 ح 事 又 K な な 成 ょ 寸 す 業 は ラ 体 者 1 11 利 0 n る 自 ت <u>\_\_\_</u> 益 ば 課 由 ン た ŧ بح を 80 編 K 業 0  $\overline{\phantom{a}}$ 昭 増 に 0 弁 0 で 該 K 加 進 護 当 行 あ 属 和 え す 動 士 事 n す 五 し て る 規 会 業 る 四 ば \_\_\_ 範 な 者 事 者 年 そ 業 八 方 بح سط 寸 0 に L 0 体 者 結 月 つ て 需 0 公 1 合 41 合 要 活 自 体 体 て 正 者 理 動 に 取 主 は は 0 的 規 と 該 事 引 利 な 制 独 た 業 そ 委

- 1 て お 近 ŋ 時 自 経 主 済 規 0 制 進 0 展 競 に 争 لح 制 ŧ な 限 的 11 効 果 2 が n 問 5 題 業 と 界 な 0 ŋ 経 済 0 活 つ あ 動 る ع 2 U یے て 0 機 能 が 強 ま つ 7 き
- 2 5 自 業 主 サ 界 規 1 の 制 ビ 自 に ス 主 か 貿 規 易 か 制 わ 0 に る 自 対 玉 由 す 際 化 る 的 0 反 整 要 請 1 合 ラ 性 0 ス が 中 1 課 で 法 題 0 と 3 適 な n 用 つ 5 て が 0 強 業 11 る 界 化 さ が 0 閉 れ 米 鎖 自 玉 性 主 等 が 規 に 指 制 お 摘 さ 0 11 撤 て れ 廃 は が 制 大 2 度 幅 n

K 進 h で W ることし

3 強 制 加 入 بح 14 う 閉 鎖 性 0) 強 11 寸 体 な 0 で、 層、 会 員 の 自 由 な 競 争 を 阻 害 L な 11

配

慮 が 求 め 5 n て 11 る こと 等 0) 事 情 に か ん が み て

独 占 禁 止 法 0) 適 用 0 可 能 性 の あ る 2 ع を 明 5 か に て 41 る。

以 上 か 5 明 5 か な ょ う に 弁 護 士 会 の 自 主 規 制 に 対 L 7 ŧ 独 占 禁 止 法 0 適 用

が

あ

る

ح .

ح は 明 5 か で あ る

第三 日 本 弁 護 士 連 合 会 ع 東 京 弁 護 士 会 の 本 法 第 八 条 項 号 違 反

行

為

弁 護 士 報 酬 に 関 す る 違 反 行 為

1 弁 護 士 法 に ょ る 弁 護 士 報 酬 に 関 す る 規 制

弁 護  $\pm$ 法 は H 本 弁 護 士 連 合 会 に 対 L 会 則 0) 中 で \_ 弁 護 士 0) 報 酬 K 関 す る 標

に

つ

41

て

す 規 定 を 設 け る ょ う に 義 務 づ け て 14 る  $\overline{\phantom{a}}$ 同 法 第 四 六 条

示

け n ば な 5 ず、 そ の 会 則 0) 中 で、 右 同 -弁 護 士 の 報 酬 に 関 す る 標 準 を 示 す 規 定 を

80 る ことを 義 務 づ け て 11 る 同 法 第 条

定

ま

た、

同

法

は

各

単

位

弁

護

士

会

は

H

本

弁

護

士

連

合

会

0

承

認

を受

け

て

会

則

を

定

め

な

を

ところで、 右 の 法 0) 趣 旨 بح 理 由 は 次 0) ょ う な ₺ 0) で あ

る。

1 報 酬 を 得 る 目 的 で 業 ح L て 法 律 事 務 を 取 ŋ 扱 う こと が 弁 護 士 0) 独 占 とさ n て 11

が る あ 同 る 状 法 第三 況 0 条、 ŧ と で 同七二条)こと、 は 弁 護 士 報 酬 また 0 適 Œ • 弁 護 妥 当 士 0 を 確 身 分 保 す 0 る 取 得 必 に 要 が ŧ 厳 あ 重 る な 制 限

2 に 弁 あ 可 全 ょ 欠 護 る す る で 士 ) 以 る あ が 上 た ŋ は、 め 法 に そ 0 日 0 は 要 本 た 請 弁 国 80 す 護 民 る 士 弁 基 が 連 護 弁 本 護 合 士 的 会 士 報 人 調 酬 0 権 査 サ を に 室 1 擁 つ 編 ビ 護 11 著 ス て し に を 社 ょ そ ょ 会 0 ŋ る 正 予 利 義 を 条 測 用 解 し 実 可 や 弁 能 現 護 性 すくすること す 士 を る 法し 与 ح え Ξ る う 必 使 要 が 命 不 が 頁 を

そ に か 測 玉 -5 基 れ 標 関 民 可 ご 反 準 本 す の は 能  $\wedge$ す 的 ょ 法 を 性 0 る るこ う を 法 人 に 示 標 す に 権 与 務 ょ 準 とに を え サ つ 擁 と 1 法 て ることに は 11 な 護 ビ 与 0 う法 る。 Ļ ス 趣 え そ が 旨 5 0) 0 社 あ 利 が、、 れ 趣 会 趣 る 用 た 旨 正 弁 旨を逸 以 し 弁 に 義 上、 や 護 護 適 すく を 士 士 合 脱 日 実 が 会 l 現 して す 本 そ 0 た内 す 弁 る の 自 る とと 価 護 独 容 治 格 士 占 でな 0 ع 協定に及ぶようなことが 連 ŧ 的 濫 11 に、 合 地 け 用 う 会 位 n で 弁護 0 弁 を あ ば 会 護 濫 り、 な 士 則 用 費 5 の 用 に することを 弁 な 法 ょ に 護 的 W る つ 士 使 11 法 11 て 命 弁 第 B あ 防 に 護 玉 真 n L 士 民 止 つ 条 ば < に 0 予 向 Ł 酬

L た が つ て 日 本 弁 護 士 連 合 会と 東 京 弁 護 士 会 0 報 酬 規 程 会 規 が 独 占 禁 止 法

に 反 反 し す な る 11 かど か ど う う か か の ŧ 検討 検 討 をする前 し な け れ に、 ば な そ 5 n な 5 11 0 が 右 以 報 下 酬 に ت に 関 の す 検 討 る 弁護 を す 士法 る。 の 趣 旨 に

2 日 本 弁 護 士 連 合 会 • 東 京 弁 護 士 슾 の 定 め る 報 酬 等 基 進

①両会の報酬基準に関する規定

右 弁 護 士 法 の 規 定 を 受 け、 日 本 弁 護 士 連 台 会 は 会 則 第 八 七 条 は 以 下 の ょ う に

規

定する。

同 条 項 弁 護 士 は、 そ の 職 務 K 関 し、 報 酬 ع し て 着 手 金 報 酬 金、 手 数 料

法

律

相

談

料

鑑

定

料

顧

間

料

及

び

日

当

を

受

け

る

ほ

か

受任

す

る

事

件

又 は 法 律 事 務 の 処 理 に 必 要 な 実 費 の 支 払 を 受 け る。

同 条 項 前 項 の 報 酬 及 び 実 費 の 標 準 に 関 し 必 要 な 事 項 は、 会 規 を ŧ つ て 定 め

る。

ょ う ま に た、 定 め 東 る。 京 弁 護 士 会 は、 슾 則 Ŧī. 条 及び 同 六条 で 報酬 基 準 に 0 き 以 下 の

五 条 会 料 及 員 は、 び 顧 問 職 料 務 等 に 関 0 報 し て、 酬 並 び 着 手 に 金、、 旅 費 報 日 酬 当、 手 数 宿 料、 泊 料 そ 法 律 0 他 相 事 談 件 料 処 理 鑑 定 の

費 用 を 会 規 の 定 め る ところ に ょ ŋ 依 頼 者 か ら受 け る

六 条 前 条 の 報 酬 及 び 費 用 は 事 件 の 難 易 軽 重 及 び 依 頼 者 の 資 力 並 び に

そ の 受 け た 利 益 等 を 考 慮 L て 公 正 妥 当 ع 認 め 5 n る 金 額 ح す る

但 L そ 0 標 準 に 関 す る 規 定 は 会 規 で 定 80 る

ح 0) ょ う に 11 ず n ŧ 報 酬 の 具 体 的 標 準 に 関 L て は 会 規 0 定 め る ところ に

ょ る わ け で あ る が 日 本 弁 護 士 連 合 会 は 会 規 と L 7 0 報 酬 等 規 準 規 程 平 成 七

年 四 月 日 施 行  $\overline{\phantom{a}}$ に ょ つ て、 報 酬 に 関 す る 基 準 を 定 め る

年

 $\bigcirc$ 

月

日

施

行

}

会

規

第

0

号

 $\overline{\phantom{a}}$ 

及

び

東

京

弁

護

士

会

は

弁

護

士.

報

酬

会

規

平

成

八

護

0

に 士 連 関 右 す 合 報 る 会 酬 標 会 0 準 右 規 ع 報 が な 酬 東 る 等 京 ŧ 基 弁 準 護 0 で 規 士 会 あ 程 る は 所 か 属 5 0 全 国 弁 直 護 0 接 単 士 弁 位 報 護 弁 酬 士 護 0 に 士 標 会 準 適 用 が ع な さ 会 則 る n で る 定 ŧ そ 0 め L で る て 報 は な 酬 日 基 本 11 が 準 弁

弁

護

士

に

対

L

て

の

拘

東

力

を

有

す

る

て、 は ほ 従 各 IF 来 単 は 位 致 日 弁 L 護 本 7 士 弁 13 会 護 た が 士 が 異 連 な 合 右 会 る 報 定 0 酬 報 め 等 を 酬 基 規 L 進 て 程 規 ょ 0 程 内 14 0 ح 容 改 と東 規 Œ 定 に 京 L ょ た。 弁 つ 護 て 士 会 0 定 報 の 酬 事 会 件 規 10 0 内 つ 11 容

②「規程」及び「会規」の内容

日 本 弁 護 ± 連 合 会 0 酬 等 基 準 規 程 0 内 容 以 下 の 通 ŋ で あ る

第 章 総

則

第二 章 法 律 相 談 料 等

第三 章 着 手 金 及 び 報 酬 金

第

節

民

事

事

件

第二

節

刑

事 事

件

第三

節

少 年 事 件 第

第 四 章 手 数

第五 料

章 時 間 料 制

第 六 章 顧 間

第 八 七 章 章 実 日 費 当

第 等

第 九 章 委 任 契 約

東 京 弁 護 士 会 0 会 規 0) ŧ 清 お 算 お

む

ね

同

じ

内

容

に

な

つ

て

W

る。

の 右 で の あ 内 る。 容 は す --報 な わ 酬 ち、 0) 基 準  $\neg$ 法 を 律 定 相 め 談 る 料 等 بح <u>--</u> N う 0) 項 ょ で ŋ は は 端 般 的 法 に 料 率 相 金 談 表 料 بح

と に 五 0 0 0 円 以 上二万 五  $\bigcirc$ 0  $\bigcirc$ 円 以 下 بح 決 め 5 n て

VI

る。

が

 $\equiv$ 

分

W

っ て

ょ

11

準

とし

て

以

も

ま た、 民 定 事 事 件 n の る。 着手 金 及 び 報 酬 金 の 項 で は、 経 済 的 利 益 の 額 を 基

下

0)

ょ

う

に

め

5

<u>一</u> 五

 $\Xi$  $\equiv$ = 非 非 事 三 () () () 以下の部 ま ح の た、 事 事 業 が 億 部 右 経 で 0 業 者 円 業 0) 分 0 済 者 者 き 万 0) 破 着 を 万 的 る。 円 0) 産 手 超 万 分 の 破 円 利 任 自 P 金 え 円 益 産 を 以 及 る 超 意 己 事 債 を 下 整 破 件 務 部 超 び え三〇 0) え三 理 報 部 産 整 分 事 事 理 酬 分 件 件 〇〇万円 事 億 金 件 円 は に 以 債 債 四 つ 事 下 務 0 0 権 *(*۱ 件 減 者 万 0 て 0) 円 額 万 は 内 報 以 円 以 件 容によ 着 手金 酬 下 あ 上 以  $\equiv$ 五 八 上 の % % た 右右 % % り 三 〇 減 り ょ うに 同) 額 四 免 ~六万 責 し た を 定 % 額 受 め 0) 円 け 6 範 0) た時 n (着 囲  $\bigcirc$ て 内 手金と で % 11 報 増 る。 六 % 六 酬 四 0 % 減するこ % 金 % 報 酬

例

え

ば

五社

0

債

槯

者

の

債

務

整

理

で

債

務

五

0

 $\bigcirc$ 

万円

を三五

0

万円

に減

額 し た 場 合、 着 手 金 報 酬 0) 総 合 計 は 七 五 万 5 ----0 五 万 円 ع な

\* 右 は 東 京 弁 護 士 会 ク レ ジ ッ ٢ サ ラ 金 事 件 報 酬 基 進 平 成 七 年 八 月

一日)及び東京三会統一基準による

低 事 額 件 他 ع な 0 最 تع 事 に 件 高 額 お を 刑 61 決 て 事 め 事 ŧ て 件 料 事 金 件 離 設 سک 婚 定 ح 事 に し 件、 て 細 手 11 か る。 形 な 範 例 小 靐 え 切 に ば 分 手 類 事 件、 刑 し 事 て、 事 保 件 そ 全 で れ 命 令 は ぞ 申 れ 立 に 事 事 つ 件 案 11 て 簡 少 単 年 な 最

事 件 <u>\_\_</u> に つ 11 て は 着 手 金 • 報 酬 0 額 を 四  $\bigcirc$ 5 \_\_\_  $\bigcirc$ 0 万 円 ع 定 80

3 報 酬 等 基 進 規 程 と 報 酬 슾 規 0 弁 護 士 に 対 す る 強 制 力 に 0 61 て

ある。

右

規

程

بح

会

規

は

Į١

ず

れ

も

会

則

に

基

づ

<

も

0

で

あ

り、

そ

0

効

力

は

会

則

ع

同

じ

で

る

な そ 0 で ところで、 て、 あ る 強 制 会 か 則 力 5 を に 前 有 違 記 会 す 則 反 0) る す ょ 0) 定 る う も に、 行 0 80 ح 為 は 考 単 は 弁 え 懲 護 な 5 士 る 戒 法 れ 訓 処 る。 分 は 示 弁 規 0 対 護 定 象 士 な に بح W し な 会 則 精 る 神 の (同 規 遵 法 定 守 を義 に ط تح 条、 務 ま づ る け 同 五 て も 六 の W る。 条 で は

定 め 実 際 る 報 酬 旧 日 規 本 程 弁 を 遵 護 守 士 連 し 合 そ 会 報 0 最 酬 等 低 額 基 未 準 満 規 を 程 ŧ で つ は て 事 件 弁 護 等 士 を 取 は ŋ 扱 所 う 属 旨 弁 護 0 表 士 会 示 又 0

報 平 は 成 宣 酬 規 七 伝 程 年 を を し 0 て 遵 報 守 酬 は な す 規 5 る 程 ځ 0 な ع 改 Į١ 訂 <u>\_\_</u> は で、 弁 護 同 士 規 ~~ 숲 程 法二二 九 則 条) に 条 根 بح に 拠 定 照 が め あ 5 り、 て し て 61 当 そ た 然 0) で 委 し あ 任 か る し、 に ょ ځ ع ŋ 定 の L 規 て 8 定 削 5 は 除 れ さ た

n

た

制 う は に す る 力 な 対 右 ち な を 0 旨 行 規 し 有 を 動 則 て ょ み う 宣 に、 し は や 強 て 厳 秩 制 伝 な 序 11 に 規 東 力 る 慎 広 に 制 京 ح 告 む V 拘 弁 0 بح ع ま 護 傾 束 内 は 向 き 力 容 た 士 間 숲 が わ を か は 敏 著 숲 違 有 5 標 感 L す す 則 11 榜 る る す な で 11 で あ ځ と、 るこ 61 0 は بح で る う は と 報 ---え 酬 右 明 弁 を 護 0 5 に 関 禁 ょ し か 士 う じ か で す 報 な ŧ あ る て 删 る。 規 ---11 会 規 程 同 る 規 業 特 程 は に  $\overline{\phantom{a}}$ 者 <u>\_\_</u> に、 会 違 ŧ 則 事 間 反 実 第二 で 弁 \_ し 上 護 会 摩 て 規 擦 士 も 五 か を と Ь... 条二 事 起 ŧ 件 な 11 ځ う 項 ŋ 弁 を 護 す 受 0 ŧ 士 任 ょ 強 0

3 能 と 性 に 右 ま を な ず 報 与 る 酬 え 右 基 か る 準 が 0 ح 間 に ょ 題 う 61 つ に、 う と 11 意 な て 味 具 る 0 で が 体 規 は 的 定 価 に が ----弁 応 額 金 0 額 護 0 合 標 士 を 法 理 準 定 性 を 80 に が る 抵 金 2 あ 額 触 る で と す か 示 自 る 5 す 体 か 認 بح が に め 41 0 う 5 報 11 ځ れ 酬 て る と 0 0 ع 標 は 検 考 準 討

L な が 5 右 の ょ う に か な ŋ 高 80 0 金 額 を 設 定 し て し か も 民 事 事 件 に

え

5

n

る

ـــــ

を

定

8

る

玉

民

に

予

測

可

L

か

八

測 に 関 口 は し て 能 右 性 0 は 0 弁 基 点 護 準 は 士 額 さ 報 の て Ξ 酬 お 0 0 < 最 % と 以 低 して 限 内 0) 0 Ł 増 額 で 減 明 Ł L 5 き か 認 か わ に め め て な 国 高 41 بح 民 61 が と 61 う 利 11 用 う の 認 し は B 識 問 す が 題 11 あ が ょ る あ うに る 従 す つ る 般 て بح 社 会 予

う

法

0

目

的

に

反

す

る

結

果

に

な

つ

て

41

る

を る を 守 点 そ る で 弁 し に 護 た て あ な 士 る め る。 に 0 さ そ 対 価 5 う し 格 に な て 統 間 る 会 制 題 に と、 則 な 違 ほ 0 そ か 反 は を な 0) 5 理 目 高 由 な 的 額 と 11 は 0) ح す 最 る と 玉 低 に 懲 民 報 な 戒 の 酬 り、 た 請 基 め 求 準 明 で 権 を を 5 は 設 な 背 か 定 < に 景 し 法 に て 強 0) 事 お 業 制 趣 き 独 し 旨 な 占 ようと が 目 者 5 的 0 既 し K 反 得 て そ す n 権

4 1 公 右 Œ 報 取 酬 引 等 委 基 準 슰 規 定 見 と 報 解 酬 슸 規 0 独 占 禁 止 法 八 条 項 号 該 当 性 0

検

討

員

0

る

2

ع

価 独 き に 格 占 も お 前 禁 記 制 0) 11 で 限 止 て 公 正 法 行 あ 為 上 ŋ 取 引 は 0 価 間 事 委 格 業 理 題 員 は と 者 슾 由 さ 0) 寸 本 0) 体 来 ガ 如 れ 何 る が イ を 可 3 事 ド 問 能 業 ラ れ 者 性 イ わ に ず が 関 0 ン 違 最 与 公 反 す Ł 昭 Œ بح 高 る 和 か こと さ 61 つ 五 n 四 も 自 る は の 由 年 ٥ で 八 な あ 事 競 月 る。 業 公 とする 争 者 を 正 <u>\_\_</u> 取 寸 通 じ 引 体 0) て 委 諸 員 事 形 業 活 成 会 者 事 動 さ 務 寸 0 n 体 中 局 る に で ベ

な ŋ さ め ŋ を 事 13 n 者 禁 る け な 得 項 運 て 寸 止 定 ま n こ بح 法 良 る 80 用 体 11 W た ع ع な ば 質 る さ る ガ L--た な が つ 0 11 ŧ n 趣 80 イ 前 て、 平 5 サ 法 う 0 る 旨 ド 記 定 な 1 観 に ベ ラ 過 は 成 0) ビ さ 点 11 き 勘 大 つ 報 1 五 公 a ス n 酬 で か 11 案 ン 年 正 な ٠... を て 上 5 て す 0 あ 刊 取 ŧ 提 と 基 14 検 る は 九 は る 引 0 し 供 討 準 る ع 必 価 九 委 を て するこ す を 考 要 格 員 も 通 頁 防 る 金 11 常 え 会 0) は に 止 る に 額 で 必 5 関 事 0 あ す とを が す つ 要 寸 で n る 務 は る V 定 が る る 局 体 も ŧ 3 て、 a 制 め あ や 行 0 経 --0 限 る 0) 為 る 医 各 の 専 済 で 考 す ø 場 ` 師 種 で 門 部 あ え るよう 消 会 合 業 あ 独 職 团 れ は 費 り、 ع 法 占 業 ح 体 ば 耆 す 同 最 に 禁 課 0 問 な 等 る。 弁 様 低 お 止 専 報 編 題 運 護 0) 基 に 11 法 門 酬 -な 需 そ 士 用 進 て 上 職 事 0) 11 が 法 要 し 独 や 標 間 業 基 業 が 者 に な て 占 目 準 題 準 者 0 さ 安 Ł 0 禁 報 0 報 に 寸 相 ع れ 利 と 酬 最 止 酬 な つ 体 当 益 し づ な 高 法 や と 11 11 0 0 て < い を 活 限 上 報 形 し て 価 不 ょ 問 標 て 度 酬 で は 動 --格 当 う 報 額 題 準 が 限 法 ع に 酬 に に 定 を と 金 法 定 独 事 害 0 し ょ 定 な 額 定 的 さ 業 占

2 報 酬 等 基 進 規 程 及 び 報 酬 会 規 0) 弁 護 士 業 務 お ょ び 法 役 務 市 場 に お ょ ぼ す 影

標

進

**\_** 

を

定

め

る

場

合

に

も

適

用

さ

n

な

け

れ

ば

な

5

な

11

بح

考

え

5

n

る

響

j 弁 護 士 に 対 す る 競 争 0 実 質 的 制 限

経 済 的 利 益 0 額 0 応 じ て 着 手 金 報 酬 額 を そ 0 割 合 的 に 高 め に 設 定 L か

著 強 叴 反 は ŧ す 슾 し 制 < る 事 し そ こと 制 て 東 業 0 限 者 13 京 増 る は す 弁 た 減 る 2 護 슾 る 0) ع 士 則 ŧ 弁 許 に 会 護 0 違 容 で な 士 0) 反 範 あ る。 公 بح に 囲 る。 式 し 対 を する 3 見 て 金 解 n 額 著 は で 懲 0) 戒 あ し 法 る 処 41 0 分 役 0) 価 % 務 で、 格 の بح 提 対 制 11 供 そ 象 限 う 事 れ に 行 比 業 に な 為 較 者 ょ る で 的 بح あ つ た 小 て る る 11 さ 弁 う 11 護 報 0 L 範 士 酬 が か 囲 0) 価 日 ŧ で 自 格 本 定 弁 2 由 0 め 競 遵 護 n 士 争 守 る に を を 連 違 0

実 事 が 上 実 禁 加 上 止 え そ さ て 全 王 n れ は 0 て 後 述 弁 木 13 護 難 る 0) 士 で ょ 0) う あ で に に 非 る 3 競 日 事 ع 業 本 争 者 弁 か を 6 護 強 が 士 11 廉 る 3 連 価 結 れ 合 で 果 に 슸 良 に ょ 質 0 会 な る 0) 竸 る サ 則 争 1 بح 制 規 ピ ス 程 限 及 は を 提 び さ 5 規 供 に し 則 強 ょ で う 化 事 と さ 実 れ し 上 て 広 告 事

## ij 弁 護 士 ح 顧 客 に お ょ ぼ す 影 響 に つ 11

7

て、 そし は 顧 て 客 般 着 に、 手 か 金 経 5 済 着 0 法 額 的 手 律 事 ع に 金 す 籴 P 務 る 裕 報 所 こ 酬 0) に بح な 0 は が 3 報 13 多 顧 と 酬 客 を 会 13 に ょ 尋 規 う 対 ね が で し 6 揭 あ て れ げ る は る 5 と れ 許 る Z 容 報 範 酬 と 規 囲 が 多 0 定 を 最 11 低 示 限 し そ を て し 金 説 て 額 明 を す 弁 示 護 る 士

社 슾 般 的 な 認 識 と し て、 弁 護 士 報 酬 は 高 13 بح 11 う 印 象 が 強 11 ょ う で あ る

0 に 弁 が 基 護 意 味 準 士 顧 で 0 Ł 客 顧 最 同 が 樣 客 低 弁 か 額 ع 護 5 で 考 士 受 え、 に、 弁 任 護 士 し あ て 選 き 弁 Ł 択 5 護 5 土 め 0) う 可 ざ 会 ょ る 能 0 う 決 を 性 に は 得 ま 奪 交 な ŋ 涉 で わ 61 a す す れ る て 顧 余 客 11 る 地 12 ع L は 61 わ か 残 せ れ さ る い と、 れ ぜ て 11 そ 顧 い 客 な 0 弁 は 11 a 護 他 そ 士 0

あ る ま ょ た う で あ 部 る 宝 民 0 間 に 弁 頀 士 報 酬 は 法 律 で そ う 決 ま つ て 61 る と い う 譔 解 Ł

が 弁 護 弁 ち つ 護 土 な て 士 が み に 報 報 0 酬 酬 側 規 規 H か 程 程 本 5 弁 11 0 0 護 う 実 枠 ح 効 内 士 性 で 連 他 は 報 合 酬 会 0 き 弁 を 0) わ 護 め 決 士 九 て め 九 یے 大 て き 0 ほ 61 IF た 年 11 ح ŧ 横 0) と 並 実 0) が 態 び が で 明 調 あ 査 あ る 5 بح る に か 考 0 K ょ で、 え な る と、 5 つ て ょ れ る。 ŋ お 七 良 ŋ 割 11 以 上 L 廉 た 0)

3 済 L 価 یے 効 て な サ 率 お は け 会 1 0 ビ 悪 ば 則 及 ス 61 事 収 び 0 弁 件 入 た は 0) 護 め 予 士 受 0) 努 任 測 倫 力 理 L ŧ な に を 7 す 反 11 き 生 す る 傾 向 活 る 必 要 を Ł 0 で 生 安 が 定 み あ な る。 す や 11 る a す a そ 11 む 0 そ し し 2 て ろ で 廉 11 ---き 定 価 な お 0 数 サ 11 1 少 0 顧 ビ 額 ス 事 客 を 件 を や 確 す 経 保 る

頼 を 顧 断 客 念 0 せ 側 ざ か る 5 を す 得 る な と 61 ø 報 ま 酬 た、 規 程 少 0 額 定 事 め 件 る 着 で 手 は 金 弁 護 0) 支 士 0 払 援 能 護 力 が は 事 な 実 11 と、 上 期 待 事 件 で き 依

ないのが実情である。

## ( ;≡) 法役務市場への影響

さ ベ れ る 法 役 る ょ う 務 司 に 市 法 場 消 0 機 費 と 者 11 能 う視 不 0 全 利 に 点 益 で見 ょ は 著 ŋ ると、 玉 し 民 < 経 害 報 済 さ に れ 酬 規 も て 重 程 11 大 る と広告 な と 影 同 響 規 時 を に、 制 与え が そ あ て (V れ まっ 11 に ょ る て、 つ て 次 ₺ に た 述

的 11 な 業 す 務 な 7 改 わ 1 革 ケ ち بح ツ 1 市 国 を 場 民 守 獲 0) = る 得 だ 0 ズ け 努 に で 力 あ を 応 じ り、 す て る 弁 と こ れ 11 護 に う 士 受 ょ が け 社 ŋ 会経 入 れ 弁 5 護 済 れ 士 0) 変 な 0 化 都 11 合 と 玉 発 民 に 展 合 が に 法 わ S 役 せ 務 さ た を 古 わ

受

定

し

け

る

機

会

を

奪

わ

れ

て

11

る。

と で が 能 で の 力 不 き 0 る 満 あ 足 が る な 寸 そ 解 体 うで 決 B に 個 甘 な 人 h は 41 じ 人 ざる は 弁 護 を 泣 士 得 以 き な 寝 外 11 入 K ŋ 有 で 効 あ な き 解 5 決 め 0) る チ ヤ か ン ネ 企 業 ル B を 求 地 域 め 社 る 会 ت

て な 5 つ め 見 て 民 て 逃 事 11 せ る 介 暴 な こ 入 力 11 とで 暴 寸 0 力 関 は あ 事 係 る 件 法 者 に 律 \$ 発 問 11 展 題 わ し を ゆ た 抱 る り、 え 非 た 弁 人 行 た 事 為 ち 件 を専 が、 屋 門と が 弁 不当な 護 する 土 に 利 依 事 益 頼 件 を す 屋 収 る め 2 に ح る 結 を 依 果 頼 あ

に

し

き

債 ン る に 務 な 例 整 え サ さ つ ラ 5 理 て ば 金 に、 0 お 必 昨 口 ŋ 今 要 1 1) が ン ス 未 破 な あ ١ 曾 産 ど る 有 ラ 者 を 人 B 0) 予 の 抱 紿 経 備 数 え 済 料 軍 て は 低 切 が 数 11 迷 ŋ 全 百 た多 の 下 玉 万 あ げ で 人に < お などで、住 百 の ŋ 万人とも 人た で も 達 多 する ち 重 が 債 宅 百 と 支 務 口 Ŧi 思 払 0) Ì + わ 間 木 ン 万 題 れ 難 や 人 る に が ク と な 深 レ も ŋ 刻 ジ 言 な ッ わ 11 社 卜 12 会 わ 間 て KD 口 Ì 題 る 61

な 0) 報 額 債 酬 ところ に 権 0) な 者 合 で、 る 計 0 事 件 報 は 最 酬 で 規 ŧ 低 四 程 同 最 0 低 報 万 酬 円 四 0 で 会 万 あ 規 る。 円 に で ょ れ あ 個 る。 ば 人 の 債 個 債 権 人 務 者 整 破 産 0) 理 事 数 K 件 に つ ょ 0) 61 て つ 報 て も 酬 は 額 さ 5 0 着 に 件 手 金 大 程 بح き 度

Z L 依 11 頼 込 れ の また ま す < も る れ と 0 る。 に こと 多 走 破 重 産 ることに を 債 し 手 か 断 務 念 続 者 し す し が 5 て、 破 なる。 右 取 産 の れ K ょ ず そ う 追 債 し 務 債 61 な 込 て、 鬼 整 髙 0) ま 理 額 追 れ そ な 求 て の 弁 ----K ŧ, 結 本 護 苦し 果、 化 士 破 費 むことに と 産 さ 用 5 名 を 0 弁 K 乗 聞 護 借 る 11 な 詐 費 金 た る を だ 用 欺 0) 増 け 0 師 で で、 P 高 Þ あ 額 し 悪 弁 る な 破 徳 た 産 高 護 K め 利 士 追 貸 に

で、 方、 せ 41 ぜ 弁 護 VI 年 1 間 0 五 方 0 で 件 は 程 度 この の 破 ょ 産 う B な 債 高 務 額 整 の 理 弁 事 護 件 士 を 報 手 酬 が が け 保 る 障 だ けで さ n + て 分 61 な る 収 0

こ 力 入 前 ط 記 は が は 0) 全 得 5 不 ょ 国 可 う で れ 能 る な せ o で 数 11 と 百 ぜ あ る 万 11 11 う بح 人 + Ž 41 0 万 بح う 潜 件 ح 在 に は ح 的 ŧ 顧 現 に 満 な 客 行 た る。 12 な 対 限 11 L 数 5 て で れ た 日 あ 本 る 数 と 0 0 考 弁 弁 護 え 護 士 5 士 が が n 法 る 事 役 件 務 そ を う を 処 す 提 理 供 る す す ح る る 能

果 際 う る 11 o 典 L 2 結 事 型 0 ょ 局 実 的 ま た う 上 な 13 11 圧 広 法 倒 そ 告 律 0 0) 的 弁 が 事 必 護 多 禁 務 数 要 あ 士 止 所 性 0 は さ 10 間 高 も n お 題 感 11 て 11 を じ 報 11 て 抱 酬 な る は え に 11 の 0 た 安 で 事 住 消 弁 務 費 護 L 処 顧 者 て 士 客 理 が 事 0 能 人 件 法 力 数 役 処 に に を 事 理 務 增 ŧ 務 件 0) 限 や 提 職 数 す 界 供 を 員 Z が を 増 と 受 あ な や に る け そ 11 5 ₺ う U 限 n ま と 数 界 た 名 な ŧ W が ح L 結 実 な あ い

に

な

2

て

る

で

る

な 幅 整 ン ŋ に ピ 理 も 削 ュ 0 L 全 Ì ょ 減 玉 L タ う 報 酬 0 て Ì な 多 弁 定 に 規 護 型 重 ょ 程 債 土 る 事 0 報 件 務 処 拘 束 者 酬 理 で を を 0 は、 が 効 大 効 な < 果 幅 率 法 的 化 律 に L に 下 事 を げ 救 図 務 か る 済 n ŧ 所 Ž す ば が بح る 訓 広 に ت 告 練 と 件 ょ さ 規 が つ 当 れ 制 で て た た が 車 事 き n な る 件 0 務 か 事 職 つ 0 0 で 大 件 員 た 5 あ 量 処 を 処 理 多 る < 理 コ 破 産 が ス 抱 可 1 え や を て 債 能 に 大  $\exists$ 務

価 格 0 竸 争 を 自 由 に す る こ ح に ょ つ て は じ め て 弁 護 士 は 数 百 万 人 の 7 ケ ッ

1 0 = ズ に 応 え て 業 務 改 善 ط コ ス 1 低 減 の 努 力 を て、 経 済社 会 0) = ズ に

応 える こと が で き る 0 で あ る。

右 は つ 0 例 で あ つ て、 他 の 事 件 領 域 に お 13 て ŧ, 全 て あ て は ま るこ とで

あ る。

i۷ 報 酬 規 定 0) 広 告 を 禁 止 することに ょ る 弊 害

報 酬 規 程 は ..... 般 玉 民 に 弁 護 士 費 用 に 関 する予 測 可 能 性 を与 えるべ き き 0 で あ

る か 実 際 は 後 述 0 ょ う に そ れ を 弁 護  $\pm$ が ----般 に 広 告 宣 伝 す るこ

禁 じ 5 れ て 11 る か 5 玉 民 は 弁 護 士 費 用 に 関 す る 予 測 可 能 性 を 奪 わ れ て 11 る

そ 0 こと が -弁 護 士 費 用 は 高 ۱ \ V < 5 取 5 n る か わ か 5 な 弁 士 は

敷

居

が

高

41

a

と

41

う

玉

民

0

認

識

を

生

み、

結

果

と

し

て

玉

民

0

弁

護

士

に

対

す

る

P

ク セ ス を 妨 げ て 11 る 0) で あ る。

な

民 0 反 発 を 買 う こと を 防 止 L ょ う ح VI う 狙 11 に 出 た も 0) と 考 えざる を 得

41

国

そ

れ

は

弁

護

士

会

が

高

41

弁

護

士

費

用

を

般

に

事

前

に

知

5

せることに

ょ

つ

て

般 5 玉 な 民 み を に 弁 ځ 護 の 士 点 か に 5 つ 遠 き ざ 日 け 本 る 弁 大 護 き 士 な 連 原 合 因 会 で は、 あ ること 弁 護 は 士 報 酬 つ とに に 対 指 す 摘 る ð 不 n 安 ると が

乏 室 が 意 頼 報 ろ 刊 であ 見 関 す つ L て、 が 11 係 ベ **—**1 弁 ے る 強 き 0 護 着 と 上 事 が か 土 手 つ に か 柄 広 5 金 た で 弁 立 告 や こと、 護 0 あ 規 報 相 る 士 顧 定 酬 談 問 ځ 報 鑑 と、 0 金 料 関 酬 定 基 解 を 0 係 説 広 料 準 額 に 相 一二三頁) 告すること Ł 全 0 つ 談 そ 表 般 61 料 0 示 て に 0 意 広 つ 0 ほ 告 み 味 か 11 は と を 得 が に て 説 で 認 る 顧 は 明 こと き め 般 問 し るこ に 日 な 料 な 弁 て 61 は を ٥ とに じ 好 連 41 加 る。 L\_ み ま え 合 ゆ が る し し 弁護 日 た 薄 < ことに 本 ŧ な 41 士 弁 11 0 た 護 め 슸 で と つ に に 士 あ 11 る。 必 て て お 連 要 否 合 41 は 性 て 슰 定 L 広 庁 た に 的 信

80 0 L 真 ま か た、 摰 な 努 実 日 力 際 本 弁 を  $\Box$ 本 護 し て 弁 士 護 連 き た 士 合 ح 連 숲 合 0 41 う 슰 広 こと が 報 弁 が は 護 سلط 寡 士 れ 聞 報 ほ 酬 に تبط 0 効 し ے て 果 聞 ع が を か あ 正 な る 61 し 0 < か 国 甚 民 だ に 疑 伝 問 え で る あ た る

## ( \ ) 総括

益 は 奪 ル を で 以 与 高 上 制 あ 水準 え 限 り、 の る ょ を と う で 伴 L 共 に、 し う か に 強 か ŧ Ł 制 報 法 硬 力 事 酬 役 直 で 業 規 務 程、 的 者 実 市 で 効 た 場 を る あ 報 り、 を 確 酬 弁 著 保 護 会 利 士 規 し し < 用 ょ に は せ 者 う 対 ば と た す 弁 す め る 護 る る る 個 懲 土 ے Þ Ł 戒 法 とに の の 0 処 王 で 分 趣 ょ 民 旨 あ と に る つ を 41 て、 対 う 逸 L 弁 脱 L て 憲 護 か L も 法 ŧ, 士 た 多 価 0 0 大 保 格 身 そ の 障 0 分 力 す 不 価 0 ル 利 る 格 剥 テ

迅 民 の 基 本 的 人 権 を 損 ね 法 の 支 配 を 危 う Ź す る 結 果 に な つ て 11 る

立 て 弁 民 護 場 0) 11 従 基 を る 士 つ 本 濫 が 0 7 的 用 使 命 人 L 日 右 権 本 て と は 弁 及 L 明 護 U 弁 て 5 国 護 土 か <del>-</del>--土 連 民 基 に 経 合 本 法 独 会 済 的 占 0 及 に 趣 人 禁 権 対 旨 び 止 東 を U を 法 て 京 逸 擁 八 計 脱 弁 護 条 ŋ 護 し L 士 7 項 知 슾 n 社 不 は 会 号 な 当 正 に 11 な 法 義 打 違 搫 役 を 価 反 を 格 務 実 す 与 現 提 る 力 え す 供 ル て の る テ 弁 独 こと 11 ル 護 占 士 る を 行 者 法 0 と で な を \_\_\_ あ し 規 条 る。 て 定 は 玉 0 L

広 告 規 制 に 関 す る 独 占 禁 止 法 違 反 行 為

1 弁 護 弁 護 士 土 法 法 0 に 弁 護 は 士 広 広 告 告 規 に 制 対 に す つ る 41 態 て 度 0) 規 弁 護 定 士 は 広 な 告 11 0 歷 史

的

沿

革

地 あ 方 ŋ 弁 弁 護 士 護 明 士 治二 広 会 告 で 六 に 年 つ ت に 11 れ 弁 て を 護 の 規 士 歷 制 史 制 L 度 的 ょ が 沿 う 法 革 と 定 を す さ 述 る n ベ 動 た る と、 き 以 が 降 あ 代 も つ 言 同 た 様 人 が で 時 あ 代 つ に た。 般 は 的 広 た な 規 だ 告 制 は K 自 は 部 由 至 0 で

年 な 表 に そ 現 L で て 理 広 事 会 告 戦 決 禁 後 議 止 K で 措 な り、 置 弁 を 護 取 ま 1 ず つ 会 H た 長 本 が 弁 の 許 護 実 可 1 効 連 が 的 合 あ で つ は 会 た な は 場 弁 か 合 護 つ を 士 た 除 倫 き そ 理 弁 を 0 護 た 定 士 め め て、 0 広 昭 告 和 抽 象 は 四 原 四 的

5

な

か

つ

た

け 則 る と L 0 で、 て 禁 止 あ す 5 ることを た め て 昭 宣 和 六 明 L た。 年 슸 則 た だ、 第 九 ے 条 の 0) ょ う な を 新 決 設 議 だ し て、 け で 次 は 拘 0 束 ょ 力 う に に 欠 定

項 弁 護 士 は 自 己 の 業 務 0) 広 告 を し て は な 5 な 11 め

た

項 前 項 0 広 告 に 関 L 必 要 な 事 項 は 会 規 及 び 会 則 を ŧ つ て 定 80 る

چ n に ょ つ て、 日 本 弁 護 士 連 合 슸 に ょ る 強 制 力 を 伴 う 事 実 上 0 全 面 広 告 禁 止 が

確定したわけである。

て 護 士 3 弁 法 0 護 ょ ŧ 士 弁 う 護 K 法 士 は 広 0 沿 告 広 革 告 的 0 自 規 K 制 見 由 12 て を 認 は 触 弁 め 護 る n 土 趣 て 旨 広 VI 告 بح な 考 VI は 0 え 基 本 5 法 n 文 的 る 0) に 自 不 存 由 在 で と あ 歷 つ 史 た 的 0 沿 で 革 あ り、 か 5 み 弁

ع で に 61 あ 逆 は あ る 3 行 る が U n 以 に す か 弁 る 護 上 弁 対 誤 護 士 し 高 士 て、 つ 自 国 度 た 民 制 治 措 情 広 0) 度 0 告 報 置 権 が 名 で 化 利 規 0 社 あ や 制 国 も 会 民 つ 社 に と た 0) 会 0) 7 に بح 入 た 経 41 私 考 済 め て 利 え に 0) に は 的 6 お 利 利 弁 独 用 れ 益 11 護 占 て を 士 る し 既 唐 侵 や 自 得 突 害 す 治 権 12 す VI 0 を 規 る 司 尃 守 制 ょ 法 権 る が う 0) 事 た 強 な 重 項 め 化 不 要 で と 当 さ な あ 0 n る な 非 た 環 規 と 難 の 制 を の 考 は は を 担 免 な う え 時 れ す 方 ŧ 代 な ح 0) ŧ

2

で

日

本

弁

合

0

討

で

で

広 て、 ŧ ち 告 な 0 で 0 み 九七 に、 あ 解 護 る 禁 が、、 士 に 七 独 年 連 向 占 日 に 禁 か 本 会 つ 連 止 で た。 邦 法 は、 検 最 の そ 高 母 不 0 裁 が 国アメリカ合衆 思 判 判 進 議 決 所 h は が なこと 当 下 11 た 時 し に、 た 0 日 本 囷 逆 ベ あ 0 に る。 に、 法 イ お 曹 ツ 41 界で 広 判 て 告 決 は、 規 ŧ <u>\_\_</u> 制 大 が 弁 が き 41 護 に 強 つ 土 化 か 反 広告 さ 響 け n を ع る に 呼 な 方 つ ん つ 向 だ て 41

で、 に、 で 会 は、 則、 会 広 則 숲 二九 告 弁護 規 会規 及 に 士 関 条 び 規 の 二 が L 規 広 則 必 則 告 0 要 の K で 規 な 規 ょ き 定 事 定 る を概 る 広 項 に の つ 告 は 観 会 規 は 11 次 規 て L 制 て 及 に は 事 み 右 び る。 項 規 に K 則 述 限 ベ で 5 弁 定 た 護 め 通 n る。 土 る り の بح で 業 さ あ る。 務 n て の 広 11 そこで 告 る

K

関

す

る規

程

の

で

あ

る。

そこ

明

5

か

な

よう

規 程 = 条 弁 護 土 氏 自 名 は 及 次 電 び の 話 住 事 所 項 に 他 限 これ り、 に 広告 ず することが る Ł の の 番 で き 号 る。

 $\equiv$ 事 務 宅 所 0 0 名 称 そ の 所 在 地 及 準 び 電 話 そ の 他 ح n

に準

ずる

ŧ

0

の

番

四 所 属 弁 護 土 会

号

五 弁護 士登録 0) 年 月

日

六 生 年 月 日 性 別 及 び 出 身 地

七 学 位

八 公認会計 士 弁理士、 不 動 産鑑定士もしく は 海

0) 表 示 に

関

す

る

特

別

措

置

法

に

W

う

外

国

弁

護

士

の

資

格

を

有

す

る

時

は

そ

録

を

L

て

N

るとき、

又

は

外

围

弁

護

士

に

予

得

る

法

律

事

務

0

取

扱

事

補

佐

人

0)

登

九 取 ŋ 扱 う 業務 I 規 則 で 業 務 0 表 示 方 法 が 限 定 さ n て Į١) ると

L

て

は

なら

な

V)

としてい

る。

同

時 に、 専 門 等 の 表 示を

事 務 所 K お け る 執 務 時 間

0

自

己

0)

所

属

す

る

弁

護

士

会

の

報

酬

K

関

す

る

規

程

に

定め

る

法

律

相

談 料 0 額

規 程 29 条

弁

護

士

は

次

の

各

号に

定

め

る

媒

体

に

ょ

つ

て

の

み

広告

することが

で

名 刺 事 務 用 せ h 及 び 封 筒

看 板

\_\_\_\_ 挨 (拶状

四 事 務 所 案 内 及 び 事 務 所 報

五 同 窓 会 等 の 团 体 0 会 報 及 び 名 簿

七 物

新 聞 雑 誌 そ の 他 0) 定 期 刊 行 六

日

本

電

信

電

話

株

式

会

社

等

0)

発

行

する

職

業

別

電

話

帳

\* 規 則 第 九 条 項 は、 新 聞 雑 誌 そ 0) 他 0) 定

同 ..... 0) 刊 行 物 に つ き ---回 限りとする。 \_ と規定する。 る

広

告

は

次

0

時

期

に

行

な

わ

n

る

広告

特

集

に

つ

き

そ

0)

都

度

期

刊

行

物

に

ょ

1 年 賀

2 暑 中 見 舞

3 憲 法 記 念

日

6

5

出

身

地

又

は

住

所

0)

存

す

る

地

域

の

記

念日

4

法

の

日

母 校 特 集 0) 日

7

日 本 弁 護 士 連 合 会、 弁 謰 士 会 連 合 会若 U < は 弁護

土

会 が 企 画 し、 又は ځ n 5 の 行 事 が あ つ た 時

そ の 他 右 に 準 ず る 特 定 0 時 期

8

すなわち、いつでも広告申込みをして掲載することが

で ਣੇ る わ け で は な 所 定 0 広 告 特 集 が 組 ま n た 場 合

0) み 広 告す ることが できる だ け で あ る 日 本 弁 護 士

連

合

に

会調査室)。

ま た、 東 京 弁 護 士 会 は、 会 則 第二五条で、 **-**--品 位 を害す る行 為 0 禁 止 بح U て

告 を 禁 止 U て 61 る ٥ 同 条 項 で は 「連 合会も しくは当会 の 定め る広 告 に 関 す る

L て 事 件 を 受 任 す る 旨 を 宣 伝 広告 又は 標 榜 すること」 を 禁 じて 11 る の で あ

則

会

規

又

は

規

則

に

違

反

して広告すること」、

同二項で、

弁護士

報

酬

会

規

に

違

反

会

広

る

2 の 趣 旨 Ł 日 本 弁 護 士 連 合 会 0 規 制 بح 同 様 で あ る。

日 本 弁 護 士 連 合 슾 の 11 う 広 告 規 制 0 理 由 بح そ 0 問 題 点

3

日 本 弁 護 士 連 合 会 は 右 の ---弁 護 士 広 告 規 程 0 解 説 <u>\_\_</u> の 中 で、 広 告 規 制 の 理

由

に

つ

誉

いて次のように述べている。

1 弁 護 士 は 国 政 に 参 与 す る ع 同 様 0 公 共 的 な 奉 仕 耆 で あ つ て、 そ の 職 務 は 栄

あ る 職 務 で あ る U た が つ て、 商 業 そ 0 他 の 業 種 に 従 事 す る 個 人 的 な 利 益 追 求

者 ع 異 な る。 紳士 で ぁ る 弁 護 士 が ` 互 11 に 依 頼 者 獲 得 0 競 争を するた め に 宣 伝

広

告

すること

は

慎

む

ベ

きで

あ

る。

- 2 弁 あ 伝 ŋ 広 護 告 士 決 す の る て 職 な ح 務 す ح は ベ は き 高 で 弁 度 な 護 0 士 教 41 養 0 を 職 要 を す 冒 る 涜 知 し、 的 밂 な 職 位 を で あ 低 下 る か さ 5 せ る Ł 客 引 0 と き の 41 た う め ベ に き 宣 で
- 3 弁 護 土 が 互 Ų١ に 宣 伝 広 告 を U て 客集 め をす る 時 は 濫 訴 0 弊 を生 ず る。
- 4 弁 以 護 上 士 の が 点 宣 で 伝 あ 広 り、 告 す 前 る 記 時 東 は 京 弁 護 般 士 人 会 は 弁 0 会 護 士 則 G. に 弁 対 護 す 士 る 偷 尊 理 敬 平 の 念 成二 を 失う 年 === に 月二 至 る 日

わっていないものと考えられる。

臨

時

総

会

決

議)

か

5

す

る

بح

日

本

弁

護

士

連

合

会と東

京

弁

護

士

会

0

基

本

的

立

場

は

変

ŋ 日 本 ま そ ず、 こで、 国 お ょ 憲 そ、 1 法 の 右 で 基 点 0 規 本 定 に 論 的 拠 つ す 人 W に る 権 て、 平 つ 41 の 等 擁 栄 て 観 護 誉 批 か 者 判 あ 5 で る 的 すると、 あ 職 検 り社 務 討 で を 会 あ 加 き 正 え るとい わ 義 る め 実 必 て古 現 う 要 の 0 が め 担い は あ か る。 し 手で 職 41 業 封 あ に 建 貴 る 弁 的 賤 な 護 な 士 考 し え ح 0 で W W う あ う

な あ 方 る ま 法 が た、 で 切 そ 個 蹉 の 人 琢 こと 的 磨 利 と、 し 益 て 追 良 自 求 質 己 者 の の で 廉 業 あ る 価 務 چ な 0 とを サ あ ŋ 1 ピ 方 否 ス を 定 を 他 す 目 るこ に 指 正 す し ع < ことは は 伝 そ える れ 矛 自 盾 こと、 体 で し な は 正 14 同 Q 業 L 者 む W と 正 ح し ろ、 とで こと

で

は

な

W

後 者 は 大 11 K 奨 励 さ n る は ず で あ る。

て エ 社 ŋ そ 会 ŧ 的 そ 卜 に 0 ŧ 有 自 害 己 競 満 な 争 存 足 ゆ 在 に 切 ح 埋 瑳 な 没 琢 ること し 磨 て が な は、 世 け 0 れ 歴 ば 中 史 تع か h が 5 語 相 な 手 に つ て に 優 さ 秀 11 る な n ところであ な 人 < で な ŧ る 進 ば 歩 る B か ŋ 発 か 展 が か な

え

っ

であ と ば 宣 2 伝 り、 正 0 点 し は 両 特 に そ 立 に つ す 0 弁 41 る 存 護 て 在 は 士 は を ず だ で 伝 け 高 え あ 度 が る る。 ぬ 0) た き 教 め む 養 h に しろ、 で ع 宣 て 知 伝 41 的 が そ る な どう の 職 わ ょ け と し う で 41 て な う は ŧ 能 点 な 必 力 で 11 要 を は、 で 社 ま 会に た、 他 あ る。 0 役 髙 多 立 < 度 て K 0) ょ 業 知 う 務 的 یح な ŧ 思 職 同 様 え 業

<

あ ょ て 士 利 は る 行 つ あ 0 3 て 使 に 判 げ そ を つ る 断 n 濫 と 行 0 は 1 訴 7 必 な は て う سط 要 ド ま は 3 つ バ な ŧ ろ こと た 1 0 弁 < で 護 か ス で に あ 士 的 正 あ は か n ^ る。 当 ず か ば 0 つ な れ 7 で て そ 提 濫 ク 訴 あ 41 n 訴 セ る る は ス 行 10 濫 為 の な 0 訴 自 で る む 道 あ L 体 か یے が ろ、 محط は 広 ₺ つ て、 う < 制 11 限 弁 え 開 か そ さ 護 は な か n 士 n 41 n を広 Q 依 て 0 た 11 広 頼 法 結 る 告 告 果 0 し ことこそ が を た 支 規 禁 時 配 依 頼 止 制 点 0 さ 者 す 実 13 問 n る お 現 が る 理 正 題 け 0 こと な 当 由 る た 0 ع 弁 め な に 護 で に 権

4 に つ 1 て は 般 人 は 弁 護 士 が どこに 41 て、 سح 0) ょ う な 能 力 بح 尃 門 知 識 を 有

り、 う す え 0 る の る 尊 そ ŧ か は 情 敬 بح を広告で正しく 報 そ 0) 化 ŧ, に 念 弁 社 護 な が 会 士 る 高 宣 0) 0) 0) 伝 ま 現 で る を 存 代で 在 あ ع す る。 を 同 知ること る 仙 時 は全く 人 人 自 に、 を 0) 5 軽 通 自 が ような 0) 蔑 でき 用 存 分 する し 在 0 非社 る な بح 事 とい 0) V 能 件 会的 であ 考えであ 力 に うの を S Ď, 存 明 さ は、 在 5 わ る。 でとらえる空虚 そ か し き の に W わ 古色 ことによって、 弁 L め 護 な て 蒼然 士 W 前 か を 近 とし 5 見 代 な考 尊 つ 的 た 敬 け な え 逆に 時 る さ 代 考 で 機 れ あ え る 弁 遅 会 で る 護 と を れ 士 あ 与 0

ŧ ま る 弁 つ (5) 護 た に < 士 紳 つ 士 矛 が W 盾 て す そ で は る 0) <del>--</del>-1 ょ 考 栄 そ えで う 誉 0) な あ ょ あ <del>--</del>-る う る。 虚 職 な 偽 務 広 . に 告 あ 誇 0) つ 大広告し あ て り方 こそ規 を <del>---</del>1 誘 高 発 度 制 す 0) す る 教 n 養を とは ば す 要 考えに む す 0) る で < 知 あ 的 VI る 0 な で そ あ Ł る に そ あ

工

ij

Ì

1

の

考

え

で

あ

る。

顧 護 士 み そ 報 な 0) 酬 他 に、 宣 0 髙 伝 広 額 宣 告 化 伝 広 は を 告 あ ŧ た を ŋ え 5 許 な す せ ع ば V <u>ح</u> W とで う 弁 考 頀 あ え 士 る。 業 Ł 務 あ る 0) ---高 0 経 度 費 し に 増 か 知 大 U に 的 つ ٠... 常 な 識 な 弁 的 が り、 護 に 士 み で て、 結 果 あ بح n コ L ば ス て な 1 弁 お を

そ して、 広 告 に ょ つ て 顧 客 数 が 拡 大 そ れ が コ ス 1 引 き 下 げ に つ な が る。 ま

さ

5

で

あ

る。

た、 顧 客 層 の 拡 大 は 専 門化 を促 し、 そ n ŧ コ スト 引 き下 げ 要 因 となるであろう。 現

代 0) 7 1 ケ ッ 1 理 論 か 5 す る と、 そ n は 自 明 0 こと で あ る。

 $\equiv$ 広告 規 制 は 独 占 禁 止 法 第 八 条 \_\_\_ 項 号 違 反 で あ る

以

上

0)

よう

に、

日

本

弁

護

士

連

合

会

の

W

う

理

由

に

は

41

ず

n

ŧ

Œ.

当な

根

拠

は

な

41

1 に は 右 係 ガ 公 構 1 正 わ 成 取 る ド 事 引 ŧ ラ 業 1 委 0) で 者 貝 ン あ 0) 会 は る 競 0 争手段とし た --8D ` 事 営業 業 者 ح 0) れ 寸 種 ての 5 体 類、 を ガ 要素 制 1 内 限 ド 容又は方法に関 が す ラ る あ 1 ン こと り、 の は か 広 つ、 告規 す 独 顧 る行 占 制 客の利便 禁 に 為 止 つ \_\_ W 法 等 て  $\overline{\phantom{a}}$ 広 違 需 指 要 告 反 を ع 者 含 な 0 利 む る 益 恐

止 業 法 者 そ 第 競 し 八 争 て、 条 手 第 段 参考 を 例 制 項 限 とし ----号、 し て、 同 か 四号 つ、 広 違 告 需 反 要 0 ع 者 内 容 な 0 る 又 利 は ح 益 明 を 方 確 害 法 を に す る 述 制 こ と ベ 限 て す Ų) に ること。 なる る Ł \_\_ の は、 は \_\_ 独 構 占 成 事 禁

れ

が

あ

る

بح

す

る。

広 該 禁 専 告 止 ま 門 た、 法 職 宣 業 伝 ょ 前 0) • る 記 広 勧 ح 公 告等 誘 正 に 同 取 利 係 書 引 用 る 委 0 者 自 貝 に 主 会 0 与 規 頁 事 え 制 以 務 る影 が 下 局 法 経 定 響 済 さ 0) 部 \_ 大 n 専 団 き て 門 体 さ 資 課 W に る 格 貒 か ŧა を の 、 h 有 0 す が が み 多 る 事 利 尃 業 41 用 門 者 が 者 職 団 ح 0 業 体 利 0 に 0 趣 益 活 つ を 旨 41 動 不 は て ع 当に は 独 当 占

歴 報 業 害 を 制 界 さ が 限 業 提 な 0 す 績 供 竸 V 等 る 争 た さ を め 0 を n 含 業 み る 促 む広 者 な 必 進 5 選 し 要 告 ず 択 が 事 に 需 あ 適 項 要 情 る 当な 報 者 の こと 制 が 0 不 限 良 内 に を行 足 容 質 か に の 廉 h うことは ょ ŧ 価 が の ŋ な み サ 需 とする ると、 要 Ì 法 者 ビ 0 ス た 0 広告媒 を受 目 め 利 的 益 の け を を ŧ 体、 超 害 る の え、 と考 す た 広 め る 告 えら に ŧ 回 般 必 0 数 で 的 要 れ る。 な あ に 報 業 ŋ 竸 酬 者 争 独 手 0) 方 占 段 経 情

監 に 査 わ そ 等 た し る て 0 際 内 容 成 -功 独 0 占 報 広 酬 告 禁 等 等 止 広 を 法 告 規 上 等 制 問 の す 題 方 る が 法 な ŧ が <u>\_\_</u> 0 VI 顧 P の 客 は に 弁 不 護 顣 当 士 客 な に の 不 3 お 利 ス け ij 益 る を 対 1 ŧ 人 ド た を 勧 5 防 誘 す ぎ、 や 恐 公 認 れ 虚 が 会 偽 強 計 V 士 誇 広 大 0

告

等

を

規

制

す

る

ŧ

の

な

سلح

例

外

的

な

ŧ

の

に

限

5

れ

る。

<u>\_\_</u>

یے

し

て

M

る。

禁

止

法

上

問

題

٢

な

る

お

そ

れ

が

あ

る

بح

述

ベ

て

14

る

不 時 う に に 利 以 益 上 需 を 事 要 の 与 者 実 公 上 え Œ た 全 る る 取 引 ŧ 国 面 0 民 禁 委 で に 止 員 会 あ 対 بح る し 11 の え 判 て る も 断 法 ŧ 基 律 準 の で サ に 照 1 あ り、 5 ビ ス す に と、 弁 対 護 す 士 弁 業 護 る 士 務 著 U ^ の 広 VI 0 告 情 極 報 端 規 不 制 な 足 制 は を 限 ŧ で 前 た あ 述 5 ŋ L L た て 同 ょ

広 告 制 限 に ょ る 具 体 的 な 弁 護 士 業 務 ^ 0 制 限

2

事

実 上 広 告 が 全 面 的 に 禁 止 さ れ て 14 る ح بح に ょ つ て、 弁 護 士 が 顧 客 を 獲 得 す る 方

法 は 知 人 p 従 来 0 顧 客 か 5 0 紹 介に 限 5 n る。

ع で、 さ 方 る Ξ つ し n 法 て は か し て 長 な ع た 0 11 期 選 不 て が が 5 ŧ, 択 共 間 て 確 つ を 同 サ て は か ラ 迫 で で そ 実 限 IJ 5 弁 際 界 あ n 当 n 護 1 は が ŋ を 該 あ 消 ることに 活 7 弁 ン る 顧 費 動 圧 護 弁 客 を 倒 者 士 や 護 的 従 に が 士 な る 多 つ Œ 般 ど る。 を 数 て、 確 か に 0) 続 知 の な ょ 判 5 独 け 弁 弁 う 立 る 護 護 断 せ に か、 士 る U 士 資 他 て 料 方 が に は 政 本 を 法 抜 細 党 経 来 提 き Þ は 供 と 系 営 自 h 紹 0 者 す J で 由 Ξ 介 弁 独 る た --合 護 立 で 専 に ŧ 同 士 頼 0 0) U 門 事 存 で つ (ボ か 知 務 た 在 は な 識 所 で 零 ス な 11 細 弁 あ 経 VI で 護 る 事 し 験 士 こと 務 パ か 所 情 1 能 ŧ を を 報 卜 の 力 期 を 構 ナ ŧ 伝 

1

ح

待

達

コ

持

え

ح

の

ょ

う

K

U

て、

弁

護

士

は

自

由

業

な

5

め

不

自

由

業

に

な

るの

で

あ

る

が そ ح 日 で、 本 の 法 日 役 本 務 0 市 弁 場 護 を 士 独 0 占 業 する 務 0 弁 護 般 士の 的 姿 実態 を 概 であ 観 する る。 と 次 0 ょ うに な る。 ح n 5

1 勤 0 事 企 **|** 件 務 業 ナ を 弁 1 護 0 処 士 顧 に 理 問 な に L 業 る な な 務 つ が 6 を ح て 行 の な ょ 紿 ゆ う 0 料 が て な て を お 事 事 ŧ ŋ 務 務 5 所 所 11 そ は に な 0) 対 が お す 5 企 お 業 る 経 む 貢 営 ね 関 大 者 献 連 企 弁 が 業 護 企 認 士 業 ゃ め 企 5 業 社 61 れ 員 グ る わ な ル ょ Ø سط う 1 る が プ に ボ 顧 な な ス 客 سخ る 弁 ع 多 ع < な 18 0

る。

- 2 勤 務 閥 な 5 士 تبط つ 務 が の 0 て、 不 の 許 弁 可 貝 事 護 可 分 件 یح 以 士 を を 降 得 0 し を 関 て 主 て 係 結 に ボ 定 独 に ば 扱 ス 立 期 あ n 弁 す W 間 る 護 て る。 経 0 士 11 た W で る 0 わ そ 後 あ 事 ことが ば 0 る 系 務 場 所 合 定 列 多 事 と兄 に、 程 務 度 11 ø 所 弟 自 ボ 事 بح 事 ス 分 件 な 務 弁 0 る。 を 所 護 顧 Ł ع 士 客 5 ボ し を か うことと て、 ス 5 獲 弁 得 護 ボ 種 し 士 ス た 0 弁 と 弁 時 暖 護 は 護 簾 点 士 弁 士 で、 分 会 護 け 0 士 ボ 0 関 を 派 会 連 し ス 弁 閥 0 企 て 護 業 派 業 Ł
- 3 ど 客 ボ と は を (1) ス に わ 獲 弁 さ ま 護 れ 得 ま て す め 士 2 に 事 61 る ま る。 顔 な 務 を 法 所 会 律 出 と 合 家 U な は て、 とし 無 تع 関 (ライオ 自 て 係 分の の に、 能 力 自 存 ン 在を とい 5 ズ俱 開 売り うよ 拓 楽 し 船 込 ŋ た p む は 顧 商 という涙ぐま 客 I 人 を 会 当 ŧ 議 た とに 所、 ŋ 0 独 P 良 し 立 T さ 4) を 努 A 义 が 勝 力 る 同 負 を 窓 で そ し 会 あ て 0 後 る 顧 な
- 4 新 な に は つ 全 人 て 東 国 か お 京 各 6 B ŋ 地 61 大 き に 阪 E な 11 E な ŋ わ 選 ど ゆ 挙 0) る 政 X 大 党 ---に応 都 合 系 市 0 同 じ 部 事 事 て で 務 務 全 は 所 所 国 に 津 + یح バ 名 1 々 L て 浦 前 卜 大 ナー 々 、 後 所 か 全 5 帯 ح 地 し 数 を て入 域 + 抱 を 名 え る。 て 程 力 バ 度 41 る ح 1 0 ي 大 し 0 て 規 と ょ 模 う 11 が る。 事 多 な 務 事 11 弁 所 務 護 に 所 特

高 士 律 齝 は、 相 談 者 会 団 政 4 体 党 講 な سخ 演 国 会 に 会 党 議 貝 学 員 習 بح 会 地 L な て 方 بخ 議 を 会 あ 通 る 議 員 U W て ` は 支 商 援 事 I 件 者 団 体、 ح を 紹 L て、 借 介 地 さ 借 れ そ 家 る れ 5 人 組 が 主 合 宰 す 婦 る 人 無 团 料 体 法

政 党 に یے つ 7 Ł 弁 護 土 は き わ め て 力 強 11 味 方 で あ ŋ 党 勢 の 拡 大 K Ł 大 11 に 寄

与 L て 11 る わ け で あ る

K 属 に か は U ح 比 て か 0 較 ょ W わ う て る 的 余 恵 な ま 大 日 裕 本 が n き 弁 あ て な 護 る。 お 固 士 ŋ 定 連 東 的 合 京 弁 な 護 会 事 だ 士 件 ゆ け 会 東 で 紹 活 京 Ġ 介 弁 動 数 ル 百 護 P 1 士 名 大 1 型 を 会 規 人 0 模 持 権 運 0 つ 営 弁 事 て に 護 件 W 土 る 絶 P 大 0) が 政 で、 ے 治 な 影 れ 的 響 5 弁 事 件 護 力 0 を 事 K 士 持 務 Ł Ł つ 所 積 経 済 て K 極 W 所 的 的

(5) 地 は 護 士 方 地 方 0) 0) 0) 弁 数 名 護 が 士 人 土 で 過 あ 比 疎 る で 地 0) 極 域 で 端 で K は 広 少 告 な 最 0) < 初 必 極 か 要 端 5 性 な 独 立 は 弁 護 開 さ 士 ほ 業 سط 不 Ł 認 足 可 識 状 能 さ 態 で れ K あ て あ る 41 る Q ے な 41 U れ か 5 0 Ł 地 弁 域

護

士

は

弁

る

所 除 が 41 日 多 て 本 11 き に わ お そ め W 0) 7 て 少 他 は 0) な 圧 41 Q 倒 般 涉 的 事 多 外 件 数 を 関 は 係 取 弁 国 扱 護 士 際 取 \_\_\_ て 人 引 41 な る 大 41 0 事 規 U 数 模 務 名 法 所 で は 律 事 事 務 仕 務 事 貝 所 0 ..... は 人 性 な 格 政 党 上 41 大 U 系 規 事 数 名 模 務 程 事 所 度 務 を

ŋ

つ

の 零 細 事 務 所 経 営 を 籴 儀 なく さ n て Ų) る。

政 K 低 で、 得 所 党 的 額 یے 以 し 大 系 上 企 な て 関 が 新 で の き 規 業 高 連 V) 事 明 参 わ る B 80 0 務 5 K 入 め な 企 所 て 設 そ 弁 か 41 業 定 が 前 な 弁 護 れ グ 多 ょ さ 近 で 護 士 ル < 代 う 土 れ ŧ が Ì に 的 て は 入 0 プ ŋ 弁 は 41 弁 は 護 閉 弁 護 込 る 知 長 護 士 塞 0) 土 人、 ₹J' 年 を 社 土 で は 余 に 抱 会 社 年 友 地 わ 会 人、 え で 生 間 は た 込 活 あ の 極 ----2 実 み る に 定 従 め て ø 態 窮 程 来 て 特 サ 小 は す 度 の 強 定 ラ 大 る 顧 さ 0 の ح IJ な 自 数 客 () 法 主 既 1 ع を 0 律 7 得 独 は 事 通 政 事 権 立 件 じ 党 ン な 務 化 を 0 をこ て 栾 VI 所 さ 事 社 ع 有 と せ す 会 コ な 務 ţ, の て、 る う ミで で せ 所 結 企 は ば 0 B び 利 業 細 な が 企 つ 益 関 実 業 事 Þ 追 係 情 件 ਣੇ یے 関 中 求 事 が で 報 顧 係 と 世 務 あ 酬 客 強 0 政 ギ を 所 る Ų1 の 事 治 ع ル 最 獲 務 0)

て \_\_\_ し 定 か 0 生 活 そ は の 保 支 障 配 さ に 服 れ て さ な 11 る < ح 0 で ŧ あ る 圧 倒 的 多 数 の 弁 護 土 は 独 占 的 地 位 を 保 障 さ れ

的

目

的

に

奉

仕

さ

せ

る

構

造

に

な

つ

て

11

る

0

で

あ

る。

に、 し ょ つ < 以 て 制 上 社 限 会 さ 弁 名 の 護 れ \_ 誉 1 職 て 士 ズ \$1 0 る に 公 ---と 基 応 共 本 じ 的 41 た 存 0 的 て あ 在 人 権 ŧ る 0 過 を ベ 名 言 擁 き 0 で 護 業 ŧ は 務 し یے K が な 弁 VI 社 著 会 護 し Œ < 土 義 制 は を 厳 限 実 さ し 現 < て す 41 竸 る る 争 0 を ع で 制 ķì あ 限 う る さ 役 れ 割 そ 行 そ 0 こと 使 0 が た 著 め

広 告 制 限 に ょ る 国 民 及 び 国 民 経 済 に与 え る 影

制 限 に ょ る 民 の 害 以 下 ょ う な ŧ 0 で あ る。

広 告 国 被 は 0

択 す る 権 利 を 奪 わ れ て W る。 1

広

告

規

制

に

ょ

つ

て

玉

民

は

自

分

0

法

的

問

題

を

解

決

す

る

に

S

さ

わ

L

41

弁

護

士

を

選

否 ビ と 件 41 事 れ あ 定 ス る は 5 件 る し 特 日 を 的 な 医 に 0 極 か 0 ع 本 で 行 分 ど、 療 で 11 弁 80 し 野 あ な て 過 土 う 護 あ な る を 複 地 士 る つ 困 が 譔 前 ø 得 て 難 5 雑 事 取 提 連 意 そ 件 引 逆 41 で 合 で に の あ 顧 と 特 や 立 会 に な る。 ょ 客 41 し 殊 に 国 相 つ o う に て 会 尃 際 続 は が とっ なこと 則 弁 取 門 む 取 な 護 ŋ تع 引 で し ځ 全 的 ろ、 士 て て 組 0 は 知 事 n を 弁 会 む 識 伝 件 は 0 す ے 弁 を 統 護 他 0 虚 弁 護 れ 士 0 紹 れ 要 的 構 護 国 ば、 士 求 0) 弁 5 な 士 介 際 で 尃 護 に が 事 さ 人 あ は 0 門 士 多 り、 懲 事 槯 件 頼 れ 同 < 戒 K を つ 件 る 事 な 格 見 遠 処 て 解 事 件 公 5 ま で 分 表 慮 ţ, 5 件 同 決 11 つ に n 0 し 公 ざ た じ し が 対 て て 弁 適 る 多 害 知 能 < ょ そ 護 象 格 発 5 非 は . 力 うに に の 士 ず、 薬 常 41 な が し よう な け 会 弁 て 害 識 あ な 護 る な は 41 事 最 な る る。 つ な そ 近 0 41 士 件 考 栄 て ے ع で サ で 誉 0 を え あ 1 ょ 見 き 製 は で そ あ に う て る 造 ピ つ る あ し る。 な け 41 て、 ス な 物 金 紳 る。 に る 融 士 つ サ 責 ح ڪ て は 1 任 事 で

結

局

被

害

者

が

涖

き

寝

入り

を

し

た

り、

稚

拙

な

弁

護

活

動

に

ょ

ŋ

正

当

な

被

害

回

復

が

な さ れ な 41 結 果 に な ること が 多 11 0 で あ る。

後 を 日 本 絶 で た は な 61 大 0 規 は 模 詐 弁 欺 護 事 士 件 広 な 告 سخ 0 消 禁 費 止 耆 に 被 ょ 害 つ て 金 ŧ 融 た 被 5 害、 さ n 薬 た 害 Ł 0 医 ح 療 断 過 じ 觀

て

ŧ

ょ

な

ど

が

41

2 市 知 題 為 ず 5 が が 民 そ 蔓 に な そ 延 0 弁 41 0 護 0 典 し た で、 型 て め 土 に で 11 ~ あ る 弁 関 ٥ れ 護 る す に 昨 士 る 目 今 法 情 す を 多 な 報 重 同 0 わ が け ち、 債 法 な た 務 第 V) 多 者 七二条 の \_ 事 に で、 重 関 件 債 屋 し  $\overline{\phantom{a}}$ 市 務 で 者 問 月 B 題 禁 は は ع じ 弁 弁 金 護 な る 護 融 業 士 つ 弁 士 者 て 護 に に 士 7 が 依 \$1 ク 頼 る で セ 弁 な し \_ 護 ょ 提 ス VI 士 う 者 す 携 に 弁 る か に こと 5 Ł 護 ょ 紹 士 る 弁 護 非 が 介 手 士 弁 で 0 行 き

護 ŋ 料 0 士 に タ を と 実 ブー 倫 V) は 取 は う 理 つ 研 し で て の 従 顧 は 修 あ ば 来 客 し つ か に を 弁 た 5 ば 紹 護 紹 と お 士 非 介 介 41 41 0 て 屋 弁 す つ 広 る ŧ て 行 0 告 と 存 ₺ 為 が 3 在 V 過 0 禁 う 言 0 が 問 じ 紹 嵻 題 Ł で 5 さ 介 は は 0 れ 弁 で れ 0 な て る あ 問 護 V ø 士 る 11 題 0 広 で る は W 避 あ 告 0 わ で る 禁 け 10 て 止 る 体 通 単 弁 護 位 稼 れ 制 士 な 弁 ぎ 0 護 は 41 0 ŧ 士 基 課 と VI 会 で 本 題 W 的 で が 弁 は 護 に あ 行 は 土 な る 弁 う 護 紹 士 介 0) -に 弁 会 問 数 を

ょ

つ

て

顣

客

を

獲

得

す

る

そ

う

な

る

と、

紹

介

を

業

とす

る

者

が

出

て

<

ること

は

理

0

当

土 然 け を 取 で あ 知 る こと る。 2 て が ŧ 11 ること 昂 とも じ て ح を 世 業 吹 と 話 聴 な 役 る ゃ L こと て、 11 わ 事 が ゆ 件 多 る 集 顔 41 め بح 0 き を 11 く 人 わ L て れ 弁 る。 が 護 弁護 土 ح に の 事 ょ 士を紹 件 う な を 介 絽 人 L 介 は す て 有 お る 能 礼 の な を で 弁 受 護 あ

る。

あ が 入 るようで 弁 2 護 てくる 士 費 あ 用 る。 0 を 込 で、 れ 弁 み 護 で 紹 士 莫 介 大 係 ŧ, 屋 な が そ 紹 不 0 介 当 ょ 料 な利 うな と 取 わ 益 者 2 れ を て بح 収 関 (1) そ め 係 る。 0 て を 41 持 部 ることは見て を つと安定し 弁 護 士 K て 渡 見 金 す め こと に S な ŋ ŧ る を ょ 事 件 <

て

持

ち

つ

持

た

つ

0

関

に

な

る

と

4)

て

紹 抵 介 触 し 者 L か し、 な に 紹 11 介 ح 弁 料 護 11 う を 士 払 倫 0 が 理 わ な で 弁 護 け は、 士 れ 会 ば そ 0 0) 考 ま 問 た、 え 題 方 K で 業 は あ とし 目 る を つぶ て 行 な つ て つ て 41 る。 11 な け 自 分 れ ば 弁 弁 護 護 士 士 法 K が

あ か 5 る 当 み 職 た し 0 5 か 経 L 験 か 両 者 国 5 民 は 同 顧 業 じ 客) とし < 実 て 質 か 的 5 بح 見 に た W は 違 5 うことを立 法 で あ あ る る 11 は 証 す る IJ Ì 0 ガ は き ル サ わ め ピ て ス 難 0 L 健 11 全 0 性 で

ح とであ 実 は り、 ڪ 0 多 ょ < う 0 な 弁 有 護 償 士 0 が 弁 そ 護 士 0 ことに 紹 介 行 目 為 を は 0 3. 事 つ 件 て 屋 事 0 件 世 を受任 界 で はごく L て 41 あ ŋ る 0 S が れ 実 た

態 で あ る。

は 難 ح 0 L ょ W う U 髙 な < 実 つ 態 < が یح V 社 う 会 認 識 般 を 0 社 弁 숲 護 に 士 植 0 信 え 用 つ を け て、 落 とし ま すます弁護 さら に、 士 弁 を 護 士 国 民 に か 頼 5 む 遠 0

3 ざ 報 け 酬 る に 結 関 果 す を る 招 広 W て 告 が W 禁 る 止 0) な で あ n ることに ょ つ て、 国 民 は 弁 護 土 費 用 に 関 U て 不

る。

4 離 を V1 婚 抱 て 事 は き 件、 効 果 弁 的 護 破 産 士 な 事 宣 か 件 5 伝 遠 に ょ 債 ざ 務 つ か 整 て 5 理 せ は 事 U る 件 め 結 など 果 て 大 に なっ 置 0 迅 百 て 速 万 件 ٧١ か 単 る。 つ 廉 位 で 価 に 存 在す ょ る 事 る 定 件 型 処 的 理 事 が 件 可

K

つ

能

に

安

感

な る。

広 告 禁 止 に よる 法 役 務 市 場 0 前 近 代 性

4

必 0 本 八 要 の 広 割 性 法 告 以 役 禁 が 上 叫 務 止 を ば 市 に 占 場 ょ れ つ め は て、 本 る 司 来 弁 法 護 改 的 国 士 革 な 民 制 役 各 論 度 議 割 層 が を 0 0 改 果 弁 盛 革 護 h た で 士 な L あ て し に に、 対 る W する が な 司 W 法 全 ø 信 法 改 昨 頼 革 曹 今 は Ė は 0 弁 な 国 わ 護 民 U め 士 に て 得 な 利 低 < 裁 用 W 判 0 L で ゆ そ 官 す の あ る。 た 検 11 察 司 8D, 法 官 の 日

問 題 点 ع L 7 次 0 ょ う な 点 が 指 摘 で ਣੇ る

1

弁

護

土

が

国

民

K

な

じ

み

が

な

VI

0)

で、

国

民

0)

大

多

数

が

弁

護

士

を

法

的

問

題

0)

解

決

手

段

بح る と、 L て 当 法 的 て に 問 題 U て に 遭 11 な 遇 L Ų) o た 人 例 の え うち、 ば、 H 本 弁 護 弁 士 護 に 士 相 連 合 談 L 会 0 た とす 調 査 る  $\overline{\phantom{a}}$ 昭 人 は 和 六〇 わ ず 年) か二、 に 八 ょ

%にとどまる。

2 護 < 弁 も 士 る。 護 0) そ 士 本 0 が 日 来 大 本 市 的 半 0 民 業 弁 K が 務 護 ア 訴 ク で 士 訟 あ セ 事 の スで る 件 扱 予 7 防 き U て 法 な か 41 学 る ŧ 11 的 事 単 の 件 で、 な 純 取 な 0 不 ŋ 数 41 組 動 は き 産 世 み お が B 界 41 的 弁 債 き に 護 権 わ 士 見 80 回 て 立 の 収 て 事 き 扱 う ち 件 わ 遅 事 に め 件 れ 偏 て 数 て 7 少 な 41 て は 限 る 11 11 5 る ٥ U れ 弁 て か

3 n 律 護 代 業 士 的 尃 務 ば 外 門 を 形 な 態 国 家 信 法 律 0) を 頼 0 法 育 L 問 前 律 成 て 題 近 事 U 11 に 代 務 て 関 性 な 所 بح VI L 閉 K 0) 法 て 律 で、 鎖 依 0 処 頼 的 性 内 す 日 理 か 5 る 常 部 能 K ケ 業 力 1 務 法 に 日 務 欠 ス を 本 が 室 け 処 0 る。 多 理 を 弁 設 護 41 U て け そ 士 て、 41 0 0 る た 大 多 経 め 済 数 あ 界 が る 企 0 業 VI 企 \_\_ 関 は 業 1 係 経 ズ 者 営 国 に B 際 に 企 あ 官 関 業 7 庁 す で た が る 法 あ 弁 現

4 交 が な ど 通 弁 護 事 士 < 故 処 0 0 本 現 理 来 代 に 的 的 始 業 な ま 巨 務 7 大 て に 進 法 出 役 財 務 産 し て、 市 管 場 理 次 に \_ 第 信 お に 託 11 弁 業 て 護 務 大 士 企 0 業 債 業 務 権 P 業 取 を 浸 界  $\overrightarrow{U}$ 食 団 (サ L 体 1 7 な سط ピ 41 る。 サ の 非 1 弁 業 護 務 士

(5) 扱 う事 件 数 が 限 6 n て 11 ること か 5 弁 護 士 の 圧 倒 的 多 数 が 個 人 的 零 細 事 務 所 7

る 未 あ a り、 分 化 そ 状 の 効 意 態 率 味 的 で あ で は 合 る 理 尃 的 門 化 迅 بح 速 か 41 う つ 点 廉 で 価 **₹**) な 法 涉 務 サ 外 1 国 ピ 際 ス を 取 引 提 供 関 す るこ 係 を بح 除 け が ば 困 著 難 で L あ <

- 6 者 (5) 0 状 科 学 態 者、 か 5 建 必 築 然 家 的 に、 不 動 大 産 多 鑑 数 定 の 士 弁 護 な 士 تبط が と 他 0 0) 協 領 力 域 関 0 係 尃 が 門 希 家 薄 公公 で あ 認会 る 計 士、 医
- 7 弁 2 て、 護 士 弁 報 頀 酬 士 0 高 0 援 額 さ 助 یے が 事 必 要 実 な 上 ケ の 広 1 告 ス で 禁 吖 そ n さ 5 が で に きず は に 弁 数 護 百 士 万 業 件 務 以 0 上 前 0 近 代 ケ 1 性 ス に

ょ

が

8 見 最 あ 0 合 ち 放 11 会 る 程 ろ る る 後 置 わ ょ 度 ず の h に ع さ う で 古 き W か n に う に、 色 あ 活 官 日 て 思 実 蒼 僚 動 本 る 14 え 然 で 態 裁 と が る る が 判 بح ŧ 少 ع L は あ 大 考 が か 0 L な 極 分 企 端 る た え ŧ 41 o 業 o 実 野 工 に 5 際 IJ 社 そ ع 諸 れ は 見 れ 特 1 Ł 外 会 る 逆 す に 殆 国 で 5 1 で る 弁 سلح 0) 0 に と、 あ 護 比 弁 無 事 え 士 縁 護 る ベ 件 h 人 罪 像 て 0 で 士 驚 権 殆 あ 0 政 0 党 تيل 公 反 る < 影 0 系 が 害 映 ø II が 分 の 政 ح ح سط 野 薄 弁 党 弁 に 薬 41 れ 14 護 害 護 ø お 系 0 は 士 士 41 0 な て 政 治、 た 弁 سط 言 先 で て 5 護 の に 政 弁 41 護 士 分 述 治 行 は 過 野 家 政、 士 K ぎ ベ 政 で 0 ょ 0 で た 治 大 数 企 2 0 あ 日 き 過 て 活 ろ 本 少 業 程 な 担 動 う 弁 な 0 p 貢 が 護 世 わ か 11 行 目 士 ø 界 熽 n 立 連 ŧ で 政 が て

5 以 弁 丰 で 間 0 立 党 か る 0 過 上 あ 護 根 広 法 る ことに 法 決 自 に 諸 程 0 士 告 幹 る で K 外 あ p 着 体 に 禁止 ょ 広 に ことを 訴 王 行 を 2 働 が う 告 訟 な か 日 て で 政 目 議 き に に 規 本 か 事 る 指 政 会 は は か 制 ょ 忘 わ 件 策 す 0 の 動 や け つ 日 に 弁 に る れ で ح 決 弁 か 行 て 本 関 問 て た 忙 護 定 護 とに あ な 政 創 弁 す 弁 題 観 殺 士 過  $\pm$ る < で 造 護 護 る ŧ が さ は 程 な な 的 の 孤 る。 士 る。 総 引 土 あ れ 活 立 に に 連 括 る 詳 深 き が 動 る L 間 合 ことで、 起 国 述 < は 0 結 し て 題 会、 ت 民 で 関 し 紛 を 局 か \$1 あ た L か 争 る 解 わ し 東 て 5 る ように 予 ٢ 2 決 重 京 遮 W 玉 て 防 と 大 裁 し 弁 断 民 る 的 判 と て な 護 さ と 法 な 0 車 で 無 V) 士 で れ 憲 閉 活 < 0 件 の 縁 会 ることは、 あ 法 鎖 支 動 侵 決 で 手 る。 0 が 社 配 と 害 法 着 な 広告 期 会 並 に や を は 41 待 に 大 h 時 環 取 規 閉 き で、 す 5 境 間 そ 制 2 る じ こで、 な 破 が な が、 の Z 人 貢 法 壊 か 61 よう 権 も 献 律 ¢ が か り、 独 や 専 弁 そ を 長 る に、 占 門 環 L 期 し、 護 れ 禁 境 前 て 家 間 士 は 止 民 近 یے の そ 11 放 は 法 代 守 る し

ŋ

手

的

な

置

さ

れ

7

民

0

間

裁

判

で

そ

0

政

主 主 義

条 項 号 に 違 反 し て い る こと は 明 5 か で あ る

第

八

四 結 語

第

の 則で行 法役務市 以上詳細に検討 なっ 場に て ļ١ お る け 報 した結果で明らかなように、 る 酬 競 に 争を 関 す 実質 る 価 的 格 に 統 制 制 限 及 L び広告 て、 日本 規 般消費 制 弁護士連合会及び東京弁護士会が会 は、 者 独 の利益を著しく害し、 占 禁 止法 第 八八条 第 項一

号

民経 済の 民主的で健全 な発達を阻害するものであり違法である。

国

以 上